

## 【EU】域外国境における出入国管理の強化に係る立法動向

海外立法情報課 島村 智子

\* EUにおけるテロ対策の一環として、域外国境通過時の審査の強化を目的とした制度改革を行うため、規則案の審議が行われている。

### 1 背景

近年欧州で相次いでテロ事件が発生していることを受け、各国における対策に加えて、EU レベルでもテロ資金対策、域内での情報共有、銃器規制の強化等、複数の分野において取組が進められている。こうした対策の一つとして EU は、域外国境の管理を強化して域内の安全確保につなげることを目指しており、2016 年 10 月には域外国境管理の調整・支援を担う欧州国境沿岸警備機関を発足させた(本誌 269-1 号(2016 年 10 月)pp.8-9 参照)。さらに現在、域外国境通過時の審査の強化を目的として、新たな制度の導入や既存のデータベースの拡充が目指されている。以下では、このような制度改革のために提案・審議が行われている主な規則案について、概要を紹介する。

### 2 概要

#### (1) シェンゲン国境コードの改正

シェンゲン国境コード (Regulation(EC)No562/2006) は、加盟国の域内国境を通過する人に対する管理の廃止とともに、域外国境を通過する人に対する管理を規律するルールを定めた規則である。このシェンゲン国境コードについて、欧州議会と EU 理事会は 2016 年 12 月 5 日、域外国境を通過する際の審査を規定した条項を改正するための規則案(注 1) に合意した。具体的には、EU 法の下で自由移動の権利を有する者 (EU 市民と、その家族である第三国国民) に対しても、域外国境通過時に各加盟国において複数のデータベースで体系的に照合し、当該人物の身元や国籍、所持する旅券の真正性、当該人物が域内の治安にとって脅威となる者でないことなどを確認するよう義務化する内容である。照合されるデータベースとしては、後述のシェンゲン情報システムや、国際刑事警察機構 (インターポール) 及び各加盟国の紛失・盗難旅券に関するデータベースが挙げられている。従来、域外第三国の国民に対してはこのような審査を行うことが義務化されているが、照合が任意であった EU 市民についても、域外に渡航してテロ組織に参加し、欧州に帰国後テロ行為に関与する者の存在への懸念が高まったことから、審査を強化するものである。

#### (2) 出入国情報システムの設置

域外国境を通過する短期滞在 (180 日間のうち最大 90 日間) の域外第三国国民について、旅券情報、顔の画像、指紋や出入国に関する情報を記録することを目的とした、出入国情報システムを設置するための規則案 (注 2) が、2016 年 4 月 6 日に公表された。旅券に押印する従来の証印に替えて、システム上に出入国の日付・場所を登録することにより、出

入国管理の効率化に加え、在留期間超過者が一元的に管理できるようになる。さらに、同システムの導入により、入国拒否情報の共有や渡航歴情報の確認が容易になるほか、身分詐称の防止や域外国境を通過する容疑者の特定・逮捕に役立てることを目指している。

### (3) 欧州渡航情報認証システムの設置

域外から域内への渡航に際し、オンラインによる事前審査及び渡航許可を受けることを義務付ける新たな制度として、欧州渡航情報認証システムの設置規則案（注3）が2016年11月16日に公開された。制度の対象となるのは、ビザが免除されている域外第三国の国民である。規則案によると、申請者はオンラインで旅券情報、居住地、職業、最初に入国する加盟国や、複数の質問（伝染病、犯罪歴、紛争地域への渡航歴、EU加盟国からの過去の退去命令等）に対する回答等を提出し、申請料金を支払う。申請を受け付けると自動的に申請情報について複数の関連データベースとの照合が行われ、その後、必要に応じて人による審査がなされ、最終的に渡航許可はEメールで通知される。域外から乗客を輸送する航空会社や船舶会社には、出発地において、第三国国民が事前の渡航許可を受けていることを確認する義務が課される。ビザが免除されている各国からの入国者に対してもあらかじめ審査を行い、安全の確保を強化することを目指すもので、到着時には通常の入国審査も行われる。欧州委員会は、(2)の出入国情報システムとの連携を実現するため、2つのシステムを並行して開発・実施する必要があるとしている。

### (4) シェンゲン情報システム（SIS）の拡充

シェンゲン情報システム（Schengen Information System : SIS）は、域外第三国国民の入国・滞在を拒否するための警告情報等を登録するもので、手配中の人物や行方不明者などに関する情報のほか、盗難車、押収対象物や刑事訴訟の証拠物件などに関する警告情報、さらにそれらを発見した場合に取るべき措置が登録され、EUの国境管理や治安に係る共通データベースの中核を成している。このSISの内容を拡充することを目的として2016年12月21日、欧州委員会は3つの規則案を公表した（注4）。規則案により、登録対象者に関するデータの項目に、テロ行為や重大犯罪との関連性、ID・旅券情報、掌紋等が追加される。また、警告の種類が新たに複数追加された。主なものとしては、犯罪に関与した疑いの強い者について指紋・掌紋情報に基づき警告情報を発出できること、SISに登録すべき押収対象物や刑事訴訟の証拠物件の種類を拡大して偽造文書や情報機器等に関する警告情報を含めること、不法滞在の第三国国民の送還決定や再入国拒否に関する警告情報をSISに登録することなどがある。

注（インターネット情報は2017年1月20日現在である。）

(1) COM(2015)670final <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015PC0670>>

(2) COM(2016)194final <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0194>>

(3) COM(2016)731final <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0731>>

(4) COM(2016)881final <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0881>>; COM(2016)882final <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0882>>; COM(2016)883final <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0883>>